

各位

会社名 テ ラ 株 式 会 社  
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 平 智 之  
(コード番号： 2191)  
問合せ先 経 理 財 務 部 長 玉 村 陽 一  
(電話：03-5937-2111)

### 金融庁による課徴金納付命令の決定について

当社は、2018年10月15日付「平成30年12月期第2四半期報告書及び過年度の有価証券報告書の訂正報告書の提出に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、同日付で過年度の有価証券報告書の訂正報告書を関東財務局に提出いたしました。これにつき、2019年7月19日付「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告及び特別損失の発生に関するお知らせ」において、有価証券報告書等の重要な事項の不記載に関して、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、当社に対する223,850千円の課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の公表がなされたことをお知らせしました。

その後、当社は、2019年8月15日付「審判手続開始決定に対する答弁書の提出について」にてお知らせいたしましたとおり、受領した2019年7月29日付審判手続開始決定通知書（以下「本件通知書」といいます。）のその内容について専門家の意見も踏まえて検討した結果、同日開催の取締役会において、本件通知書に対して否認し、これを争う旨の答弁書を提出することを決議し、2019年8月16日に本答弁書を金融庁に対して提出いたしました。

これを受けて、金融庁より2020年6月11日付で、納付すべき課徴金の額223,850千円及び納付期限を2020年8月16日とする旨の決定を受けましたので、お知らせいたします。

なお、納付すべき課徴金の額223,850千円はすでに2019年12月期において課徴金引当金繰入額として同額を計上済です。株主や投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様に、多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、改めて深くお詫び申し上げます。

以上